

## 公認心理師の経過措置に係る科目読み替えについて

鳴門教育大学大学院学校教育研究科  
人間教育専攻臨床心理士養成コース

科目の読み替えは以下のとおりとなります。

大学院における必要な科目	入学年度	公認心理師科目への読替対象科目
保健医療分野に関する理論と支援の展開	H19～H29	精神医学研究, 精神医学文献演習
	H13～H18	児童青年期精神医学演習, 精神医学研究, 精神医学文献演習
	H12	精神医学特講, 児童青年期精神医学演習
福祉分野に関する理論と支援の展開	H19～H29	子ども理解と生徒指導, 子どもの発達支援, 特別支援教育臨床心理学研究論, こころの発達支援研究, 幼年発達心理研究, 特別支援教育臨床支援技法演習
	H13～H18	発達健康心理学研究, 幼年発達心理研究, こころの発達支援研究, 障害児臨床心理学研究論
	H12	発達心理学特講, 障害児心理学特講, 幼児・児童心理学特講
教育分野に関する理論と支援の展開	H19～H29	学校精神保健学研究, 教育認知心理学研究
	H13～H18	学校精神保健学研究, 教育認知心理学研究, 生徒指導教育相談論, 教育臨床心理学研究
	H12	学校精神衛生学特講, 認知心理学特講, 教育臨床心理学特講
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	H19～H29	該当なし
	H13～H18	該当なし
	H12	該当なし
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	H19～H29	社会心理学研究
	H13～H18	社会心理学研究
	H12	社会心理学特講
心理的アセスメントに関する理論と実践	H19～H29	臨床心理査定演習Ⅰ, Ⅱ
	H13～H18	臨床心理査定演習Ⅰ, Ⅱ
	H12	臨床心理検査演習Ⅰ, Ⅱ
心理支援に関する理論と実践	H19～H29	臨床心理面接研究Ⅰ, Ⅱ, 心理療法研究, 心理臨床特別研究
	H13～H18	カウンセリング論研究, 心理療法技法論研究, 教育課題探究(教育臨床心理療法的接近), 臨床心理面接研究Ⅰ, Ⅱ
	H12	カウンセリング特講, カウンセリング演習,
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	H19～H29	家族・ジェンダー研究
	H13～H18	家族・ジェンダー研究
	H12	該当なし
心と健康教育に関する理論と実践	H19～H29	予防教育科学
	H13～H18	該当なし
	H12	該当なし
心理実践実習	H19～H29	教育実践フィールド研究, 臨床心理地域援助実習, 臨床心理実習
	H13～H18	臨床心理実習
	H12	課題研究Ⅱ

※ H12年度の読み替え科目「課題研究Ⅱ」は生徒指導コースの学生に限る

受験資格の特例(法附則第2条第1項第1号及び同項第2号の省令で定める大学院における科目)

【出典】公認心理師カリキュラム等説明会(平成29年7月31日)資料より

法施行日前に大学院の課程を修了した場合又は法施行日前に大学院に入学している場合

①から⑩までの科目をその類似性からⅠ～Ⅲの3つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計6科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。

法第7条第1号の省令で定める科目

Ⅰ	①	保健医療分野に関する理論と支援の展開	①を含む3科目以上相当を修める
	②	福祉分野に関する理論と支援の展開	
	③	教育分野に関する理論と支援の展開	
	④	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
	⑤	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
Ⅱ	⑥	心理的アセスメントに関する理論と実践	⑥～⑨のうち2科目以上に相当する科目を修める
	⑦	心理支援に関する理論と実践	
	⑧	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	
	⑨	心の健康教育に関する理論と実践	
Ⅲ	⑩	心理実践実習(450時間以上)	相当する科目を修める(時間は問わない)

★Ⅰ(①～⑤):主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目

★Ⅱ(⑥～⑨):心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目

★Ⅲ(⑩)相当する科目を修める(時間は問わない)

※公認心理師法(抜粋:附則)

(受験資格の特例)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- この法律の施行の日(以下この項及び附則第6条において「施行日」という。)前に学校教育法に基づく大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めたもの
- 施行日前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であって、施行日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの